平成２４年（フ）第１８号
愛知県豊田市曙町５丁目20番地３
債務者　石橋　健治
1　決定年月日時　平成24年３月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月１日まで
5　免責審尋期日　平成24年４月16日午後１時30分
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２４年（フ）第４０号
川崎市宮前区東有馬５丁目40番28号　薩摩舗道工業寮
債務者　山下　喬生
1　決定年月日時　平成24年３月６日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月７日まで
5　免責審尋期日　平成24年５月８日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２４年（フ）第６０号
川崎市多摩区南生田４丁目６番12号　第３柳町荘201、前住所川崎市麻生区東百合丘１丁目29番15―11号
債務者　町田　耕一
1　決定年月日時　平成24年３月６日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月７日まで
5　免責審尋期日　平成24年５月８日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２４年（フ）第６８号
川崎市宮前区宮前平１丁目６番地14　ハーバー宮前201
債務者　椎名　則義
1　決定年月日時　平成24年３月６日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月７日まで
5　免責審尋期日　平成24年５月８日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２４年（フ）第６９号
川崎市川崎区浅田２丁目12番１―207号　浅田ビル
債務者　湯本　恵子
1　決定年月日時　平成24年３月６日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月７日まで
5　免責審尋期日　平成24年５月８日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２４年（フ）第８６号
川崎市川崎区観音２丁目19番12号　レオパレス川崎観音111
債務者　照屋　長伸
1　決定年月日時　平成24年３月６日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月７日まで
5　免責審尋期日　平成24年５月８日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２３年（フ）第２７３号
岡山市北区新屋敷町３丁目３番19号
債務者　河合　明美
1　決定年月日時　平成24年３月６日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月７日まで
5　免責審尋期日　平成24年５月24日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第２８５号
岡山市中区高島２丁目11番１―106号　市営住宅Ｃ409―18
債務者　小川由記子（旧姓村沢）
1　決定年月日時　平成24年３月６日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月７日まで
5　免責審尋期日　平成24年５月24日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第４９４号
岡山市中区平井1167番地１　ツイン・ウッズⅡ102号、申立時の住所岡山市南区豊成３丁目16番32号　ディアステージ芳泉307号
債務者　安田　和司
1　決定年月日時　平成24年３月６日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月７日まで
5　免責審尋期日　平成24年５月24日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第３６号
岡山県倉敷市児島味野３丁目３番58号　コーポコタニ３―101、旧住所岡山県倉敷市児島元浜町2853番地　元浜タウンハイツ101号
債務者　上野　公彦（旧姓松崎）
1　決定年月日時　平成24年３月６日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月７日まで
5　免責審尋期日　平成24年５月24日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第９４号
岡山市北区富田315番地１　ガーデンハウス富田215
債務者　多胡なを子（旧姓杉山）
1　決定年月日時　平成24年３月６日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月７日まで
5　免責審尋期日　平成24年５月24日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第１１号
岡山県津山市市場2151番地
債務者　村上　澄子
1　決定年月日時　平成24年３月６日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月７日まで
5　免責審尋期日　平成24年５月14日午後１時30分
岡山地方裁判所津山支部

平成２４年（フ）第１７号
岡山県美作市楢原上69番地８、住民票上の住所岡山県英田郡西粟倉村大字坂根343番地
債務者　田中　康秀
1　決定年月日時　平成24年３月６日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月７日まで
5　免責審尋期日　平成24年５月14日午後１時30分
岡山地方裁判所津山支部

平成２３年（フ）第４７号
大分県中津市大字大悟法85番地２
債務者　寺嶌一比古
1　決定年月日時　平成24年３月７日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月７日まで
5　免責審尋期日　平成24年５月14日午後３時
大分地方裁判所中津支部破産再生係

平成２４年（フ）第３２６号
横浜市青葉区さつきが丘８番地23　みのりハウス201
債務者　木下　昌子（旧姓水口）
1　決定年月日時　平成24年３月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月８日まで
5　免責審尋期日　平成24年５月９日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部